平成２２年（フ）第８８７号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町37番２―404号
債務者　川口スミエ
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番13―103号
債務者　西村　菊雄
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７号
香川県丸亀市郡家町40番地18
債務者　藤井惠美子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２号
福岡県大牟田市上屋敷町２丁目187番地
債務者　松木田眞喜子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３０号
沖縄県豊見城市字高嶺446番地47　豊見城団地市改良住宅Ｄ―603号
債務者　神谷　勝也
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７７９号
仙台市太白区柳生１丁目13番地の２　セジュール中條101
債務者　今野　勝浩
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
仙台市若林区沖野２丁目15番26号
債務者　坂本　麻実
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
宮城県気仙沼市松崎片浜82番地１　２号
債務者　鈴木　高治
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第１１号
秋田市土崎港北５丁目３番33号　イーストハウスＦ
債務者　佐々木　満
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７９０号
名古屋市昭和区石仏町１丁目23番地の２　プランドールごきそ１Ａ号
債務者　平戸　奈美
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６号
滋賀県彦根市長曽根南町410番地36、前住所滋賀県彦根市後三条町97番地８　201号
債務者　浅野　信幸
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１６３５号
兵庫県三木市志染町青山３丁目18番地の４
債務者　丸田　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５８号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ５棟105号
債務者　加峰　　優
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６０号
兵庫県三木市吉川町渡瀬63番地の36
債務者　小紫　豊子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０６号
神戸市中央区海岸通５丁目２番18―301号、従前の住所神戸市中央区海岸通５丁目２番18―304号
債務者　島崎　保行
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９号
神戸市須磨区白川台３丁目70番地の10　メゾンパル３―101号、従前の住所神戸市西区伊川谷町布施畑827番地の１
債務者　浦口　源史
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６号
神戸市北区有野町唐櫃2916番地の６
債務者　梶原　敬三
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部